

十三 第43条の3《特定中核的民間施設等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中核的民間施設等の取得等に必要な資金の判定単位等)</p> <p>43の3 - 5 .....            ..... <u>6億円以上</u>.....            (注) ..... <u>6億円以上</u>.....</p>	<p>(中核的民間施設等の取得等に必要な資金の判定単位等)</p> <p>43の3 - 5 .....            ..... <u>5億円以上</u>.....            (注) ..... <u>5億円以上</u>.....</p>